

所得について

◆所得

所得とはその年の1月1日～12月31日までの収入金額から、その収入を得るために直接要した経費を差し引いた金額をいいます。

●課税となる所得の種類

所得の種類		所得金額の計算方法
総合課税	事業所得 (営業等・農業)	個人事業で生じた所得 収入金額－必要経費
	不動産所得	地代・家賃など 収入金額－必要経費
	配当所得	株式や出資の配当 収入金額－元本取得のための負債利子
	給与所得	給与・賃金・賞与など 収入金額－給与所得控除【⇒P7】
	雑所得	公的年金等、原稿料など他の所得にあてはまらないもの 次の①と②を合計した金額【⇒P7、8】 ①公的年金等の収入金額－公的年金等控除額 ②①以外の雑所得の収入金額－必要経費
	利子所得	公債・社債・預貯金などの利子 収入金額
	総合譲渡所得	土地・建物以外の譲渡 収入金額－必要経費－特別控除額(最高50万円) ※長期譲渡所得の総所得金額に算入する金額は、上記譲渡所得金額の1/2となります。
一時所得	生命保険の満期金や解約返戻金、競馬などの払戻金や賞金など 収入金額－必要経費－特別控除額(最高50万円) ※総所得金額に算入する金額は、上記一時所得金額の1/2となります。	
分離課税	分離譲渡所得	土地・建物の譲渡 収入金額－必要経費－特別控除額【⇒P23】
		株式等有価証券の譲渡 収入金額－(必要経費+借入金利子)
	上場株式等に係る配当所得等	上場株式等の配当等 収入金額－元本取得のための負債利子
	先物取引に係る雑所得等	金などの先物取引から生じる所得 収入金額－必要経費
	退職所得	退職所得、退職手当など 収入金額－退職所得控除額×1/2
	山林所得	山林を売った場合の所得 収入金額－必要経費－特別控除額(最高50万円)

●非課税所得

下記の所得は収入金額の多少に関わらず非課税とされ、個人市・県民税の課税対象とされません。

- | | |
|------------------------|--------------|
| ・傷病者や遺族が受け取る恩給、年金など | ・災害支援金、見舞金 |
| ・給与所得者の出張旅費、一定額までの通勤手当 | ・損害保険金、感謝料など |
| ・雇用保険の失業給付 | |

◆給与所得の計算

給与所得については、必要経費にかわるものとして給与所得控除額を収入金額から差し引くことになっています。給与所得の金額は、給与の収入金額に応じて次のように計算されます。

2か所以上から給与の支払を受けた場合は、合計した金額を給与収入金額として計算します。

給与所得の速算表：令和7年(2025年)分以降の給与に適用

給与収入金額	給与所得金額	
～1,900,000円	収入金額 - 650,000円	
1,900,001円～3,600,000円	収入金額×1/4=A	A × 2.8 - 80,000円
3,600,001円～6,600,000円	Aは千円未満を切り捨てた額	A × 3.2 - 440,000円
6,600,000円～8,499,999円	収入金額×9/10 - 1,100,000円	
8,500,000円～	収入金額 - 1,950,000円	

(小数点以下切り捨て)

※給与所得の計算は「令和元年(平成31年)以前」「令和2年以降令和6年分迄」「令和7年以降」の期間において、それぞれ計算式が異なりますのでご注意ください。

◆所得金額調整控除

①や②に該当する場合、給与所得金額から以下の算式で求めた所得金額調整控除を差し引きます。

①給与の収入が850万円を超え一定の要件を満たす方に対する控除

給与等の収入金額が850万円を超え、次の(1)～(3)のいずれかの要件を満たす場合は、給与所得の金額から以下の算式で求めた金額を控除します。

- (1) 本人が特別障害者に該当する
- (2) 特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有する
- (3) 23歳未満の扶養親族を有する※

$$\text{所得金額調整控除} = (\text{給与収入金額(上限 1,000 万円)} - 850 \text{ 万円}) \times 10\% (\text{上限 15 万円})$$

※「所得金額調整控除における扶養」は扶養控除の要件と異なり複数の納税義務者でいずれか一人の扶養親族とみなさず、複数の納税義務者が所得金額調整控除を適用することができます。

②給与と公的年金等の双方の所得がある方に対する控除

給与所得の金額と公的年金等にかかる雑所得の金額の双方があり、その合計所得金額が10万円を超える場合は、給与所得の金額から次の算式で求めた金額を控除します。

$$\text{所得金額調整控除} = \text{給与所得金額(上限 10 万円)} + \text{年金所得金額(上限 10 万円)} - 10 \text{ 万円}$$

※①②どちらの要件も満たす場合は、どちらの所得金額調整控除も適用することができます。

◆ 公的年金等に係る雑所得の計算

公的年金等の収入金額から公的年金等控除額を差し引いたものが、公的年金等に係る雑所得となります。公的年金等の所得金額は、公的年金等の収入金額に応じて次のように計算されます。

2か所以上から公的年金等の支払を受けた場合は、合計した金額を公的年金等の収入金額として計算します。

65歳未満（賦課期日：1月1日時点での年齢）

公的年金等の収入金額 (A)	公的年金等に係る雑所得の金額		
	公的年金等以外の所得の合計所得金額		
	1千万円以下	1千万円超～2千万円以下	2千万円超
1円 ～ 1,299,999円	A - 600,000円	A - 500,000円	A - 400,000円
1,300,000円 ～ 4,099,999円	A×0.75-275,000円	A×0.75-175,000円	A×0.75-75,000円
4,100,000円 ～ 7,699,999円	A×0.85-685,000円	A×0.85-585,000円	A×0.85-485,000円
7,700,000円 ～ 9,999,999円	A×0.95-1,455,000円	A×0.95-1,355,000円	A×0.95-1,255,000円
10,000,000円 ～	A-1,955,000円	A-1,855,000円	A-1,755,000円

65歳以上（賦課期日：1月1日時点での年齢）

公的年金等の収入金額 (A)	公的年金等に係る雑所得の金額		
	公的年金等以外の所得の合計所得金額		
	1千万円以下	1千万円超～2千万円以下	2千万円超
1円 ～ 3,299,999円	A - 1,100,000円	A - 1,000,000円	A - 900,000円
3,300,000円 ～ 4,099,999円	A×0.75-275,000円	A×0.75-175,000円	A×0.75-75,000円
4,100,000円 ～ 7,699,999円	A×0.85-685,000円	A×0.85-585,000円	A×0.85-485,000円
7,700,000円 ～ 9,999,999円	A×0.95-1,455,000円	A×0.95-1,355,000円	A×0.95-1,255,000円
10,000,000円 ～	A-1,955,000円	A-1,855,000円	A-1,755,000円